

# 私たちの共済年金

平成24年9月から国家公務員共済組合の年金の掛金率(組合員負担)は

## 8.108%になります。

平成21年の財政再計算により、平成25年までの掛金率等は表のとおりとなっています。

(単位:%)

	現行	24年9月～	25年9月～
掛金率	7.931	8.108	8.285
負担金率	7.931	8.108	8.285
保険料率	15.862	16.216	16.570

保険料率は、掛金率(組合員負担)と負担金率(事業主負担)とで2分の1ずつの負担となっています。



国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎  
☎ 03-3222-1841 (代表)

<http://www.kkr.or.jp/>

# 年金制度改革の動向について

平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、4月13日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、その法案審議が開始されました。

また、国家公務員等の共済年金職域部分と退職給付の在り方について検討するため、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」を副総理の下に開催することとされ、7月5日に報告書がとりまとめられました。

## 被用者年金一元化法案の概要

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

## 「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」報告書(抜粋)

- 「○民間の企業年金に相当する労使折半の年金(「年金払い退職給付」)を導入し、退職手当との二本建てで支給すること
- 年金の一部を一時金として支給することが選択可能な仕組みとすること
- 確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つキャッシュ・バランス方式を採用
- 服務規律維持のための支給制限措置を導入したり適切な水準の公務上障害・遺族年金を設けたりするために終身年金を設定するなど、公務の特殊性に配慮した公務員制度の一環としての年金とすること」が適当

「被用者年金一元化法案」及び「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の公表資料等については当会のホームページからアクセスできます。

KKR・ホームページ: <http://www.kkr.or.jp/>



「年金制度改革」▶▶▶ 「年金制度改革の動向について」▶▶▶ ● 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」● 「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」